

[事案 23-126] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

更新時期を迎えるにあたり、いくつかのプランを提示されたが、転換前契約を活かした更新プランがなかったため、転換プランを選択した。転換前契約を活かした更新が可能ならば転換しなかったとして、転換契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

利差配当付終身保険(平成 10 年 11 月加入)の特約更新時期を控えた平成 20 年 11 月、定期付終身保険へと転換したが、以下のとおり、募集状況に問題があったため、転換契約を無効にして転換前契約に復旧してほしい。

- (1) 更新時期を迎えるにあたり、いくつかのプランを提示されたが、転換前契約を活かした更新プランの提案書の提示がなく、更新は保険料が高くなる自動更新しかないように思わせていた。
- (2) この契約は飲めないとの訴えに対し、募集人は、「責任を取ります」と言った。すなわち更新プランは提示しなかったと認めたものと解釈している。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集状況に問題はなく、転換前契約を活かした更新プランの提案書を提示しているため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 特約期間満了時には、全契約者あてに「特約更新のご案内」と題する、従前の契約内容をそのまま更新したプランや特約内容を増減額して変更するプランを記載した書面を更新前に郵送しており、本件でも申立人に送付している。
- (2) 平成 20 年 9 月下旬頃に募集人が説明を行った際にも、転換プランのみでなく、転換前契約を活かしたプランも説明したが、申立人は、入院給付金が 1 日目から支払われるプランに興味を持ったため、契約転換し総合医療特約を付加するプランの説明を行ったものであり、申立人が検討の結果、当該プランで手続きされたものである。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、「募集人から転換前契約を活かした更新プランの提案書の提示がなく、更新には、保険料の高くなる自動更新しかないように思わせられた」という詐欺の主張と解し、当事者から提出された申立書、答弁書の内容、申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、以下の事実により、募集人は、申立人に対し、転換前契約の内容と転換後契約の内容について説明し、転換制度を利用せずに転換前契約の保障内容を見直す方法があることについても、書面及び口頭により説明したと考えざるを得ないことから、申立内容は認められないので、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 保険会社が事前に送付したと推認される平成 20 年 9 月付提案書、および、同年 10 月に

保険会社事務所において、申立人に対する説明時に使用したと推認される提案書には、転換前契約の内容と、転換制度利用後の契約内容とが、分かりやすい一覧表によって比較対照されている。

- (2) 保険会社が、特約期間満了前に契約者宛に郵送している「特約更新のご案内」には、自動更新プランの他に、(転換制度利用ではない) 保障見直しプランも紹介されている。なお、申立人は、上記「特約更新のご案内」が送付された当時、転居に伴う多忙さから、すぐには開封しなかったことが認められるが、保険会社が事前に特約更新のご案内を送付している以上、申立人が保険会社事務所を訪問した際、募集人が、その内容に関して全く説明をしなかったということは、経験則上、考えにくい。
- (3) 本件では、平成 20 年 9 月下旬から 10 月の転換後契約の申込書作成日までの間に 2～3 回、申立人が保険会社事務所に出向いて、募集人から説明を受けており、そのような状況からすると、特段の事情のない限り、募集人は、提案書等の募集用資料を用いて適切に説明したものと推認でき、この推認を覆すような特段の事情は窺われない。